

【EU】包装及び包装廃棄物に関する規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2024 年 12 月 19 日、循環経済への移行及び 2050 年までの気候中立達成に貢献するため、包装のライフサイクル全体に関わる要件を定める規則が制定された。

1 背景と経緯

本稿では、「包装及び包装廃棄物並びに規則（EU）2019/1020 [市場監視規則] の改正及び指令 94/62/EC [包装廃棄物指令] の廃止に関する 2024 年 12 月 19 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2025/40（EEA 関連文書）」¹を取り上げる。包装（packaging）²は、その必要性の一方で、EU におけるプラスチック使用の 40%を占める（2010 年～2021 年）など、大量の原材料が用いられており、かつ、その再利用が十分でないことが問題視されている。そこで、欧州グリーンディールに沿って 2020 年 3 月に公表された新循環経済行動計画（COM(2020)98）には、2030 年までに全ての包装を再利用可能とするための措置の導入が盛り込まれた。これを受け、2022 年 11 月 30 日、包装及び包装廃棄物に関する包括的な規則案（COM(2022)677）が提案され、修正を経て³、2024 年 4 月 24 日に欧州議会で、同年 12 月 16 日に EU 理事会で承認され、成立した。施行日は 2025 年 2 月 11 日で、全 13 章 71 か条及び附属書 13 部から成る。

2 主な内容

（1）主題及び適用範囲

この規則は、包装のライフサイクル全体に関わる要件を定め、域内市場が効率的に機能すること、循環経済への移行及び遅くとも 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする気候中立（climate neutrality）の達成に貢献するものである（第 1 条）。この規則は、使用されている素材の種類に関係なく、製造、流通、職場又は家庭等で使用され、廃棄される全ての包装及び包装廃棄物に適用される（第 2 条）。

（2）有害物質規制、リサイクル材含有率の目標値及び最小限の包装

2026 年 8 月 12 日以降、食品に接触する包装は、一定の制限値以上の所定の化学物質⁴を含む場合、上市してはならない（第 5 条）。①容量が 3L 以下の使い捨てプラスチック製飲料ボトル、②①以外のポリエチレンテレフタレート（PET）製の食品、医薬品等に接触する包装、③①及び②以外のプラスチック製の食品、医薬品等に接触する包装、④①～③以外のプラスチック包

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。[] 内は筆者の補記である。

¹ Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance), OJ L, 2025/40, 22.1.2025, p.1. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>> 以下、背景の説明については、規則の前文(1)、前文(2)及び前文(5)を参照した。

² 包装とは、その素材の種類を問わず、経済事業者（製造者、輸入者、販売者等）が他の経済事業者又はエンドユーザーに向けた製品を封入、保護、取扱い、配送、提供するために使用される等の物品をいう（第 3 条）。

³ 当初の規則案は、全 12 章 65 か条及び附属書 13 部で構成されていた。審議過程において、テイクアウト部門の再使用及び詰め替えに関する義務規定（後述第 32 条、第 33 条）などが新たに盛り込まれた。

⁴ 具体的にはパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）である。PFAS は、数千種類の合成化学物質の総称であり、そのうち多くの種類で発がん性等の健康への影響が確認されている（前文(20)）。

装におけるリサイクル材の最低含有率を、2040 年 1 月 1 日までにそれぞれ 65%、50%、25%、65%とする（第 7 条）。製造者等は、2030 年 1 月 1 日までに、上市される包装が、必要最小限の重量と容積に抑えられるよう設計されていることを保証しなければならない（第 10 条）。

（3）消費者への情報提供（ラベル表示）

2028 年 8 月 12 日を目途に、上市される包装には、消費者が分別しやすくするため、製品の素材に関する情報を含む統一ラベル（ピクトグラムに基づき、容易に理解できるもの）を付さなければならない（第 12 条）。また、2029 年 2 月 12 日を目途に、再使用可能な包装は、その旨を通知するラベルが付され、詳細情報が QR コード等により提供されなければならない（同条）。2029 年 2 月 12 日を目途に、加盟国は、包装廃棄物収集用の全ての廃棄物容器（預り金返却制度（後述）の対象容器は除く。）に、分別収集を可能にする統一ラベルが、明確に、読みやすく、消えないように貼付、印刷又は刻印されるようにしなければならない（第 13 条）。

（4）過剰包装・使い捨てプラスチックの規制及び再使用・詰め替えの奨励

2031 年 2 月 12 日を目途に、集合包装⁵、輸送用包装又は電子商取引用包装の梱（こん）包を行う経済事業者（以下「事業者」）は、空きスペース率⁶を 50%以下にしなければならない（第 24 条）。事業者は、2030 年 1 月 1 日以降、①使い捨てプラスチックの集合包装、②未加工の新鮮な青果用の使い捨てプラスチック包装（青果が 1.5kg 以上の場合を除く。）、③宿泊・飲食部門の飲食物用の使い捨てプラスチック包装、④宿泊部門の化粧品・衛生用品用の使い捨て包装（シャンプー等のボトル）、⑤軽量レジ袋等を、原則として上市してはならない（第 25 条、附属書 5）。

詰め替えについて、事業者は、衛生基準等の要件をエンドユーザに事前に通知する義務を負い、要件を満たさない場合には詰め替えを拒否することができる（第 28 条）。敷地面積が 400m²を超える最終販売者は、2030 年 1 月 1 日以降、敷地面積の 10%を詰め替え可能な製品の売場とするよう努めなければならない（同条）。宿泊・飲食部門で事業活動を行い、調理済食品等をテイクアウト用包装で提供する最終販売者は、消費者に対して、所定の年限までに、再使用可能な包装を選択できるようにし、及び消費者が持参した容器に食品等を詰め替えできるシステムを提供しなければならない（第 32 条、第 33 条）。最終販売者は、再使用可能な包装で食品等を提供する場合又は消費者が詰替容器を持参する場合、使い捨て包装で販売する場合よりも費用を高額にせず、かつ、不利にならない条件で食品等を提供しなければならない（同条）。

（5）預り金返却制度

加盟国は、①2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国で上市される 3L 以下の使い捨てプラスチック製飲料ボトル及び使い捨て金属製飲料容器について、年間、重量の 90%以上が分別回収されるようにしなければならず、②そのために、預り金返却制度が設けられ、販売時点で預り金が徴収されるよう必要な措置を講じなければならない（第 50 条）。ただし、預り金付包装が施設内で開封され、飲料が消費され、当該包装が返却される場合には、事業者に対して預り金徴収を免除することができるほか、所定の規則等に規定されるワイン、乳製品等は同制度の適用対象外となる（同条）。

⁵ 集合包装とは、販売時点で幾つかの販売ユニットを一つにまとめるように考えられた包装をいう（第 3 条）。

⁶ 空きスペース率とは、空きスペース（集合包装、輸送用包装又は電子商取引用包装の総容量とその中に含まれる販売包装の容量との差）と集合包装、輸送用包装又は電子商取引用包装の総容量との比率をいう（第 24 条）。なお、気泡緩衝材や発泡スチロールなどの緩衝材で満たされた空間も空きスペースとみなされる（同条）。